| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ケ | こどもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施 |
| | | コ | 労働者がこどもの看護等のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入 |
| | | サ | 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施 |
| | | シ | 子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮 |
| | | ス | 子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情に配慮した措置の実施 |
| | | セ | 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施 |
| | | ソ | 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施 |
| | | タ | 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知 |
| | | チ | 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 |
| | | その他 | （概要を記載すること） |
| | （2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等 | ア | 時間外・休日労働の削減のための措置の実施 |
| | | イ | 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 |
| | | ウ | 短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着 |
| | | エ | 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施 |
| | | オ | 子を養育する労働者や育児休業中の労働者の業務を代替する労働者に対する心身の健康への配慮 |
| | | その他 | （概要を記載すること） |
| 2　1以外の次世代育成支援対策に関する事項 | | (1) | 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供 |
| | | (2) | 地域においてこどもの健全な育成のための活動等を行うＮＰＯ等への労働者の参加を支援するなど、こども・子育てに関する地域貢献活動の実施 |
| | | (3) | こどもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「こども参観日」の実施 |
| | | (4) | 労働者がこどもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施 |
| | | (5) | 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進 |
| | | その他 | （概要を記載すること） |